

環 備 - 992

令和5年2月10日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

医療ひっ迫宣言の解除について (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月10日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、医療ひっ迫宣言が解除されましたので、お知らせします。

引き続き基本的な感染防止対策に努められるとともに、今後とも貴協会会員を通じ、周知に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・医療ひっ迫宣言の解除について (令和5年2月10日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 伊藤

電 話 : 018-860-1624

E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

医療ひっ迫宣言の解除について

令和 5 年 2 月 1 0 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数・病床使用率については、ひっ迫宣言後、減少傾向にあり、年始後に若干増加したものの、1月中旬以降、ともに数値の減少傾向が続き、それに伴い医療体制にかかる負荷が軽減しているものと判断し、本日付で、12月7日に発出した医療ひっ迫宣言を解除する。

【入院者数・病床使用率等の状況】

月日	入院者数	うち			病床 使用率	確保 病床数	宿泊 療養者数
		重症者数	確保病床	確保病床 以外			
R5.2.7	177 人	3 人	57 人	120 人	19.1%	298 床	9 人
R4.12.7	453 人	2 人	188 人	265 人	59.5%	316 床	96 人

県民の皆様、事業所等の皆様には、日頃の感染対策に加え、引き続き次の事項へのご協力をお願いする。

【県民の皆様へのお願い】

- 県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「状況に応じたマスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、密を避けるなど適切な行動をお願いします。
- 十分な換気（全面換気）を徹底するようお願いします。
- 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底するようお願いします。
- 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用するようお願いします。
※一般検査事業は、令和5年2月末まで継続します。
※特措法第24条第9項に基づく協力の要請
- 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとるようお願いします。

- 県外との往来の際は、出発地での事前検査をお願いします。帰省する予定のご家族にもお伝え願います。
- ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることに繋がりますので、早めの接種をおすすめします。
- 熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」への相談のほか、「新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト」や、LINEにより問い合わせ可能な「秋田県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」の活用をお願いします。
- 体調の悪化等により受診を希望する場合は、事前の連絡やできるだけ平日の日中の受診にご協力をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場面に限るようお願いします。
- 重症化リスクの低い方は、自己検査をお願いします。陽性反応が出たら「検査キット配付・陽性者登録センター」に陽性者登録をお願いします。
- 自宅療養を要する場合等の備えとして、薬（常用薬、解熱鎮痛薬等）、新型コロナ抗原定性検査キット、体温計、食料品や生活必需品の日常的な備蓄をお願いします。
- 医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないようお願いします。
- 感染拡大防止に向けた取組（効果的な換気やマスクの着用、飲食の場・職場における感染対策等）の詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】をご覧ください。

【各事業所等へのお願い】

- 業種毎の感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、十分な換気を徹底すること、人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」をご覧ください。
- ※特措法第24条第9項に基づく協力の要請
- 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコン等を使っても、こまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えるようお願いします。
- 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層注意をはらうようお願いします。
- 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めるようお願いします。
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画に基づき、事業の継続を促進するようお願いします。
- 発熱等の症状があって休んだ従業員や児童生徒に対して、新型コロナやインフルエンザの「陽性又は陰性であること」「治癒したこと」について、医療機関の検査や証明を求めないようお願いします。